

ふじみ野市立サービスセンターホール条例新旧対照表

改正案					現行																																		
<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターホールの利用を制限することができる。</p> <p>(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) その利用が施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターホールの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第11条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時～正午</td> <td>午後1時～午後5時</td> <td>午後6時～午後9時30分</td> <td>午前9時～午後9時30分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>					利用区分	午前	午後	夜間	全日		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(利用の許可の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターホールの利用を許可してはならない。</p> <p>(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) その利用が施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターホールの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時～正午</td> <td>午後1時～午後5時</td> <td>午後6時～午後9時30分</td> <td>午前9時～午後9時30分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>					利用区分	午前	午後	夜間	全日		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
利用区分	午前	午後	夜間	全日																																			
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																			
利用区分	午前	午後	夜間	全日																																			
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																			

1 (略)

2 利用者が連続して複数の時間区分においてセンターホールを利用する場合は、各時間区分の間の時間もセンターホールを利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

3～5 (略)

1 (略)

2 複数の利用区分にわたって利用する場合の各利用区分の中間時間の使用料は、徴収しない。

3～5 (略)